

令和元年度
第3回東京都防災・仮住まい検討会

令和2年1月20日（月）

議事要旨

※発言者の敬称略

1 ゲスト報告・質疑

(1) 高橋 悦子 (宮城県マンション管理士会会長)
「被災マンションの対応等、災害対策」の報告及び質疑

(2) 塩崎 賢明 (神戸大学名誉教授)
「仮設住宅システムの再考」の報告及び質疑

2 リーフレットの2案 (A案とB案)

(高橋) 被害に関しては、地盤の影響も考慮した方が良い。

(大月) 住まいを選択する上での判断基準を、スゴロクの矢印上に示した方が良い。

また、リーフレットに記載している制度は、現時点のものであることを明記する。

B案には、東京都マンション管理士会や、東京建築士会等の人によって異なる照会先が書けると良い。

(石井) B案の「メモ1 (家庭)」の中で、要介護の人を示す等の各自の判断を助ける項目を入れておく。

(岡本) A案の「(7-3) 応急仮設住宅等」の入居要件は、法律上示されているが、実態はケースバイケースであることを明記する。

また、「罹災証明」と「被災者生活再建支援金」を相互に関連づける。

「罹災証明」、「被災者生活再建支援金」、「災害弔慰金」、「自然災害債務整理ガイドライン」の4項目は、被災者に弁護士が情報提供するもので重要だ。A案の「8. 地震保険や被災者生活再建支援金など」を記載する上で参考にしてほしい。

(佐藤 (慶)) 高橋先生のお話にあった義援金も、ケースバイケースなのか。

(高橋) 自治体によって入ってくる金額が異なる。東日本大震災の時は、義援金が各国から集まって、分配は、一次分配、二次分配、三次分配と五月雨式に行っていた。

加算支援金については、仙台市の場合は締切が最近であった。加算支援金は本人が申請するが、マンションの場合は申請漏れが結構あった。

(岡本) 法律上、加算支援金の申請期間は災害発生から37ヶ月以内だが、東日本大震災では毎年延長されてきた。

(高橋) 仮設住宅も石巻市で今月、最後の方が退去された。

(岡本) 義援金の金額はケースバイケース。生活再建支援金の支払時期もケースバイケース。もし載せるなら目安や事例を紹介するか。

(塩崎) B案の発災時の対応で矢印が書かれていないものや、交通支障等を示す意図は。

(佐藤 (慶)) 交通支障に関しては、発災後、広域避難が難しい状況をイメージしたものだ。

(塩崎) 水害時の住まいの確保については、考えるか。

(佐藤 (慶)) 水害も多発しているので、記載余地があれば検討したい。

以上